

補助金調書

補助金名	福岡市ベンチ購入費補助金			担当課 (連絡先)	福祉局生活福祉部地域福祉課 (TEL733-5344)		
交付先	個人・団体	地権者等		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		随時			
(公募の場合) 応募要件	地権者等						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	8	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	超高齢社会の到来に向け、歩行者が気軽に休憩できる場所にベンチを設置する者に対し、ベンチ購入の費用に対する補助金を交付することにより、高齢者・障がい者・子育て世代等、誰もが気軽に、安心して外出したくなるまちづくりを促進することを目的とする。						
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	1	回		
終期を延長する理由	引き続き、バス停に隣接する民有地等へのベンチ設置を促進する必要があり、ベンチ購入費の全額相当額を負担する本補助金は、他の方法よりも推進効果が高いと考えられることから、終期を延長するもの。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>補助金の交付対象となる経費は、当該年度内に設置されるベンチ購入に要する費用(運搬費、設置費、消費税及び地方消費税を含む。)とする。</p> <p>補助金の額は、予算の範囲内において、ベンチ購入に要する費用の額とし、1基あたりの補助上限額は10万円とする。ただし、福岡市以外の者がベンチ購入に要する費用の一部を負担する場合は、次に掲げるベンチ購入に要する費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 10万円未満 ベンチ購入に要する費用から福岡市以外の者が負担する額を除いた額</p> <p>(2) 10万円以上 10万円から福岡市以外のものが負担する額を除いた額</p>					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	7 件	8 件	2 件			
	1,700 千円	1,365 千円	757 千円		199 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	令和5年度設置実績:14基(1,365千円)						
補助金交付 による効果	補助金を交付することにより、地域が必要とするベンチが設置され、誰もが気軽に外出しやすいまちが実現される。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。